

# 国务院关于印发《空气质量持续改善行动计划》的通知

发布时间：2023-12-08 来源：中国政府网字号：[大][中][小]

国发〔2023〕24号

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

现将《空气质量持续改善行动计划》印发给你们，请认真贯彻执行。

国务院

2023年11月30日

（本文有删减）

## 大気汚染を持続的に改善する為の行動計画（空气质量持续改善行动计划）

蒼空を守る戦いを継続的に深化し、人々の健康を効果的に守り、大気品質を継続的に改善することによって質の高い経済発展を促進する為に、この行動計画を策定する。

### 一、总体要求

#### （一）指导思想。

習近平による中国新時代に於ける特色ある社会主義思想に導かれ、・・・（省略）・・・、CO<sub>2</sub>削減、汚染削減、グリーン産業の拡大と成長を協力して推進する。大気品質の改善に重点を置き、大気汚染削減及び人民周辺で発生している未解決大気環境問題の解決に焦点を当て、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）濃度の低減に着目し、窒素酸化物と揮発性有機化合物（VOC）の削減を強力に推進する； 地域協力による統制管理を実施し、正確で科学的で法に基づいた污染管理を実施し、大気環境管理体系を改善する。大気汚染の予防・制御能力を向上させる； 長期・短期の検討を組み合わせ大気汚染の予防・制御の計画を立て、産業、エネルギー、交通関係での緑色・低炭素（低 CO<sub>2</sub> 排出）変革を確実に推進し、面源汚染（工場等の特定の場所からの点源汚染とは異り、排出源を特定できないもの）の防止を強化し、発生源の予防・管理を強化し、緑色・低炭素な生産方式を加速し、環境・経済・社会的利益に於いて更に有利な結果を達成する。

#### （二）重点区域

京津冀及周边地区； 北京市，天津市，河北省石家庄・・・等を含む。

长三角地区； 上海市，江苏省，浙江省杭州・・・等を含む。

汾渭平原； 山西省太原、阳泉、长治、晋城・・・等を含む。

#### （三）目标指标。

2025年までに、全国の地级以上の都市（比較的大きな都市）におけるPM<sub>2.5</sub>（微小粒子状物質）濃度は2020年に比べて10%低下させ、重度汚染発生日数を1%以内に抑制する； 窒素酸化物とVOCの総排出量は、2020年と比較して其々10%以上減少させる。北京市・天津市・河北省とその周辺地域、汾渭平原（山西省、河南省、陝西省の一部）のPM<sub>2.5</sub>濃度はそれぞれ20%、15%低下させる。長江デルタ地域（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省）のPM<sub>2.5</sub>濃度は概ね基準を達成し、北京市では32 $\mu$ g/m<sup>3</sup>以内に抑制する。

## 二、産業構造の最適化と工業製品の緑色昇級の推進

### (四) 高エネルギー消費・高排出・低レベルプロジェクトの盲目的立ち上げを断固として抑制する。

新規・改良・拡張建設プロジェクトは、国家産業計画、産業政策、生態環境区分管理・制御方案、環境アセスメント計画、プロジェクトの環境アセスメント、省エネ審査、生産能力の代替、重点汚染物質の総量規制、汚染物質排出の地域的削減、CO<sub>2</sub> 排出ピーク目標等の関連要件を厳格に実施する。原則としてクリーンな輸送方法を採用する。生産能力の代替を伴うプロジェクトの場合、新しいプロジェクトは代替される生産能力とその補助施設が停止された後のみ稼働できる。

**鉄鋼生産能力の新規増設は厳禁する。**鉄鋼、コークス化、焼結の一体化設備配置を推進し、独立したコークス化・焼結・ペレット化及び熱圧延の企業及びプロセスを大幅に削減させ、旧式の石炭洗浄法での生産を淘汰する。高炉・転炉による長工程製鋼から**電気炉短工程製鋼への転換を整然と指導する。**2025年までに、短工程製鋼の生産高を15%に達するようにする。北京・天津・河北と周辺地域は、“以鋼定焦”（鉄鋼生産の集中化）を継続して実施し、コークス生産能力と長工程製鋼の生産能力比は約0.4に制御する。

### (五) 重点産業における旧式生産の撤退を加速する。

《産業構造調整指導目録》を改訂し、・・・省略・・・；ステップバイステップ式焼結機及びペレット高炉、ならびに半密閉型シリコンマンガン合金、フェロニッケル、高炭素フェロクロム、および高炭素フェロマンガン電気炉を段階的に廃止する。重点地区における鉄鋼、コークス化、電解アルミニウム等産業の調整・最適化を指導する。

### (六) 伝統のある産業クラスターのグレードアップ改造を包括的に実施する。

伝統的な中小の製造業が集積する都市は、・・・省略・・・。各地域は産業クラスターの特徴を組み合わせ、地域の状況に応じて集中熱供給センター、集中噴霧センター、有機溶剤の集中回収・処理センター、活性炭集中再生センターを建設する必要がある。

### (七) VOC含有原材料・副資材と製品の構成を最適化する。

VOC含有量の高い塗料、インク、接着剤、洗浄剤等を生産・使用する建設プロジェクトを厳しく管理し、VOC含有量が低い（含まない）製品の割合を増やす。発生源の代替工程を実施し、工業用塗料、包装・印刷、及び電子産業において、VOC含有量が低い（含まない）原材料・副資材の代替を増やす。屋外構造物保護や市内道路交通標識にVOC含有量の低い（含まない）塗料の使用を促進する。生産、販売、輸入、使用等に於いてVOC含有量制限基準を厳格に実施する。

### (八) 緑色環境保護産業の健全な発展を促進する。

・・・省略・・・。

## 三、エネルギー構造を最適化し、クリーン・低炭素・高効率エネルギー開発を加速する

### (九) 新エネルギーとクリーンエネルギーの開発を強力に推進する。

2025年までに、非化石エネルギー消費の割合を約20%にし、最終エネルギー消費量の約30%を電気エネルギーが占める。天然ガスの生産・供給を継続的に増加させ、新たに増加した天然ガスは、住民の生活とクリーンな暖房のニーズを満たすために優先的に供給する。

(十) 石炭の総消費量を厳格かつ合理的に管理する。

エネルギー安全供給の保障を前提にして、重点地区に於いて石炭総量規制を継続して実施する。2025年までに、北京・天津・河北周辺地域、長江デルタ地域の石炭消費量は、2020年と比較して其々約10%、5%減少させる。汾渭平原（山西省太原等）の石炭消費量はマイナス成長を実現し、非電力用途の石炭使用を重点的に削減する。・・・以下省略・・・。

(十一) 石炭焚きボイラーの廃止・統廃合を積極的に実施する。

・・・省略・・・。

(十二) 工業炉のクリーンエネルギー代替を実施する。

・・・省略・・・。

(十三) 北部地域におけるクリーン暖房の推進を継続する。

・・・省略・・・。

#### 四、交通構造の最適化とグリーン交通システムの積極的な開発

(十四) 貨物輸送構造の最適化・調整を継続する。

・・・省略・・・

(十五) 自動車のクリーン化レベルの向上を加速する。（新エネルギー車への切替）

・・・省略・・・

(十六) 道路以外での移動手手段の総合的管理を強化する。

・・・省略・・・

(十七) 燃料油品質を全面的に保証する。

・・・省略・・・

#### 五、非点源汚染管理の強化、精细化管理（多元的管理）レベルの向上

(十八) 粉塵汚染の総合的な管理を深化する。

・・・省略・・・

(十九) 鉱山に於ける生態環境の総合的な改善を推進する。

・・・省略・・・

(二十) わらの综合利用を強化し、野焼きを禁止する。

・・・省略・・・

## 六、各種汚染物質の排出削減を強化し、排出原単位を確実に削減する

(二十一) VOC に対して全プロセス、全ステップでの総合的管理を強化する。

貯蔵タンクには低漏洩性呼吸弁、緊急圧力解放弁の使用を奨励し、定期的に密閉性検査を実施する。タンクローリー車では、密閉式クイックコネクタの使用を推進する。

汚水処理場で発生する高濃度の有機性排ガスは、個別に収集・処理する必要がある； VOC を含む有機性廃水貯留タンク、設置エリアの集水井戸（池）の有機廃ガスは密閉された方法で収集・処理する必要がある。

石油化学、化学産業が集中する都市の重点区域及び重点工業園区は、2024 年末までに統一的な漏洩検知及び修復情報を管理するプラットフォームを確立する。企業の操業・停止、点検・整備期間は、材料戻し、洗浄、パージ等の作業によって発生する VOC 廃ガスを適時に収集・処理する必要がある。企業は燃焼装置を日常の大気汚染処理施設として使用することはできない。

(二十二) 重点産業における徹底した汚染管理を推進する。

鉄鋼、セメント、コークス等の重点産業及び石炭焚きボイラーの高品質な超低排出ガス改造を推進する。2025 年までに、全国の鉄鋼生産能力の 80%以上が超低排出ガス転換課題を完了する；重点区域全てに於いて鉄鋼産業の超低排出ガス改造が達成され、石炭焚きボイラーの超低排出ガス転換が基本的に完了している。

・・・省略・・・

(二十三) 調理油煙、悪臭の特別管理を実行する。

・・・省略・・・

(二十四) 大気中アンモニア汚染の防止・制御を着実に推進する。

・・・省略・・・

## 七、仕組み作りを強化し、大気環境管理体制を向上させる

(二十五) 都市に於ける大気品質の標準的管理を実施する。

大気質が基準を満たしていない直轄地と設置区は、期限内に大気環境品質の基準を達成する計画を作成し、基準を達成するためのロードマップと重点任務を明確にし、公開する。PM2.5 とオゾンの統合制御を推進する。2020 年には、PM2.5 濃度が  $40 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下の基準未達の都市は、「第 14 次 5 年計画」期間中に基準を達成する。基準に達していない他の都市も、「第 14 次 5 年計画」の大気改善段階目標を明確に定める。基準に達した都市は大気品質を強化し、改善する。

(二十六) 大気汚染の防止と制御のための地域協力メカニズムを改善する。

・・・省略・・・

(二十七) 重度の大気汚染に対する対応方法を改善する。

・・・省略・・・

## 八、能力開発を強化し、法執行機関の監督を厳格に実施する

(二十八) 大気環境の観測・監視および制御能力を向上させる。

・・・省略・・・

地级以上の都市（比較的大きな都市）の生態環境部門は、大気環境重点汚染物排出企業リストを定期的に更新し、適格な企業がすべて網羅されていることを確認する。企業の稼働状況監視、電力（エネルギー）監視、ビデオ監視等の導入を促進する。移動発生源の環境監視能力の構築を強化し、国と重点地区の省は大型ディーゼル車と非道路移動機械用（農用車等）の遠隔オンライン監視体制を構築する。

(二十九) 大気環境の監視と法執行を強化する。

・・・省略・・・

(三十) 政策決定の為の科学・技術的サポートを強化する。

・・・省略・・・

## 九、法律・規制・基準の体系を改善し、環境政策・経済政策を改善する

(三十一) 法律法規の制定・改正を推進する。

・・・省略・・・

(三十二) 環境基準と技術規格体系を改善する。

・・・省略・・・

(三十三) 課税価格・費用のインセンティブ制度を改善する。

・・・省略・・・

(三十四) 財政・金融の指導的役割を積極的に担う。

・・・省略・・・

## 十、全関係者が任務を確実に実行し、全国規模の行動として展開する

(三十五) 組織のリーダーシップを強化します。

・・・省略・・・

(三十六) 厳格な監督・評価を厳格に行う。

・・・省略・・・

（三十七）情報開示を推進する。

・・・省略・・・

（三十八）広報、指導、国際協力を強化する。

・・・省略・・・

（三十九）全国規模での取り組みを実施する。

・・・省略・・・

以上